

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

注意：令和3年度において臨時特別給付金10万円を受け取った世帯は、再受給はできません。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受け付けた日から1週間後が目安です。

6月23日（木）までに受け付けた世帯への送金は6月30日（木）を予定しています。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方が**、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日（令和4年6月1日）時点で、確認事項が記載した確認書を同封しています。
- 確認書の内容（支給要件、振込先など）を確認して、返信してください。



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合や、**所得税の確定申告をされていない場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 同封した申請書に必要事項を記入して、申請書裏面にある添付書類と一緒にご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請についてご案内しますので、下記窓口にご連絡をお願いします。

お問い合わせ

白糠町役場 保健福祉部 **介護福祉課社会福祉係**
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

☎ **01547-2-2171** 内線529または530
受付時間 8:30~17:00（土日祝日を除く）